

消費生活センターに

ご相談を

市民交流課 ☎229-3313 FAX227-8070



津市消費生活センターでは、資格を持った相談員が悪質商法や品質のトラブルなど、消費生活に関する相談に応じます。どんな解決方法があるかを一緒に考え、どう交渉したらよいかを助言する身近な相談窓口です。万が一、消費者トラブルに遭ったときには、一人で悩まず、同センターに相談しましょう。

過去3年間の相談件数と相談内容

年度	相談件数	主な相談内容
R5年度	1,298件	インターネットサイトの架空請求・不当請求、インターネット回線契約、情報商材、健康食品・化粧品などの定期購入、点検商法などの相談
R6年度	1,251件	
R7年度	1,173件	

津市消費生活センター

電話番号 ☎229-3313

ところ 市民交流課内(市本庁舎3階)

※来所相談は要事前予約

相談日 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)

開所時間 9時～12時、13時～16時

※相談受付は15時まで

対象 市内に在住・在勤・在学の人



特殊詐欺等被害防止機器の購入に補助金を交付

自動で相手に録音することを通知した上で通話内容を録音する機能が付いた電話機、または固定電話の補助機の購入に対し、補助金を交付します。

対象 市内に在住の65歳以上で、市税の滞納がない人

補助金額 機器本体の購入費の2分の1(上限5,000円)

申し込み 対象機器を購入した日から1カ月以内に、市民交流課または各総合支所地域振興課(生活課)へ

出前講座をご利用ください

津市消費生活センターでは、消費者啓発の一環として出前講座を開催しています。市職員または消費生活相談員が地域の集まりなどに出向き、パンフレットや映像を使用しながら、悪質商法全般について市民の皆さんに分かりやすくお話しします。

申し込み 市民交流課へ

知っていますか? クーリング・オフ

クーリング・オフは、契約した後、冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる制度です。クーリング・オフできる取り引きは次の表のとおりです。

ただし、取引内容によってはクーリング・オフできない場合もありますので、詳しくは津市消費生活センターへお問い合わせください。

取引内容	適用内容	期間
訪問販売	自宅など店舗以外の場所での契約(キャッチセールス、催眠商法、アポイントメントセールスは店舗契約を含む)	原則 8日間
訪問購入(訪問買取)	業者が消費者の自宅などを訪ねて物品を買い取る契約	
電話勧誘販売	電話による勧誘がきっかけで結んだ契約	
特定継続的役務提供	エステ、美容医療、語学教室等、サービスを一定期間継続する5万円を超える契約(エステ、美容医療は1カ月を超える、その他は2カ月を超えるもの)	原則 20日間
連鎖販売取引	マルチ商法(ネットワークビジネス)	
業務提供誘因販売取引	内職・モニター商法など	